

議案第 69 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター（はびきの庵円想を含む。）、羽曳野市立丹比コミュニティセンター及び羽曳野市立東部コミュニティセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター（はびきの庵円想を含む。）、羽曳野市立丹比コミュニティセンター及び羽曳野市立東部コミュニティセンターの指定管理者に指定する。

記

所在地	■■■■■
名称	株式会社 クリーン工房
代表者名	代表取締役 ■■■■■
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄